

一般財団法人吉田光志朗・吉田悠人音楽基金 留学助成金給付規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、一般財団法人吉田光志朗・吉田悠人音楽基金（以下「当法人」という）の定款第4条に定める助成の対象となる留学助成金（以下「助成金」という）の給付に関し、応募資格、給付額、選考手続き、及び給付後の義務等について定めることを目的とする。

（助成の種類と対象楽器）

第2条 当法人は日本のクラシック音楽文化の発展に寄与する優れた人材への支援のため、次の内容で助成事業を行う。

- (1) 助成の種類は、長期留学助成（2年）（以下「長期A」という。）、長期留学助成（1年）（以下「長期B」という。）、及び短期留学助成の3種類とする。
- (2) 対象となる専門楽器はクラリネット（特殊管を含む）とし、個人による留学への支援を原則とする。

第2章 応募資格及び研修内容

（応募資格）

第3条 助成金に応募できる者は、日本国籍を有し、応募締切日時点において次の各号に掲げる年齢要件を満たす者とする。

- (1) **長期A**：18歳以上、23歳以下
- (2) **長期B**：18歳以上、38歳以下
- (3) **短期留学助成**：18歳以上、38歳以下

2 過去に当法人の留学助成金の給付を受けた者についても、本条の応募資格を満たす限り、助成の種類及び給付回数を問わず応募することができる。

（研修内容及び条件）

第4条 助成の対象となる研修内容及び条件は次の各号のとおりとする。

- (1) **長期A** は、原則として海外の教育機関へ入学し専攻する者を対象とする。ただし、当初予定していた海外教育機関への入学が実現しなかった場合であっても、プライベートレッスンその他これに準ずる研修を行うときは、初年度に限り長期Bに準じた研修として助成対象とすることができる。この場合において、助成対象者が翌年

度に海外の教育機関へ入学したときは、当法人は当該助成対象者について長期 A としての助成を継続し、初年度を含めて最長 2 年間助成金を給付することができる。

- (2) **長期 B** は、海外において 1 年間プライベートレッスン等を受講し研修する者を対象とする。
- (3) 前 2 号の規定により、プライベートレッスン等を受ける場合は、講師による受入承諾を示す書面（受諾メールの写し等）を当法人に提出しなければならない。
- (4) **短期留学助成**の対象者は、当法人が指定する講習会（ニース、ティーニュ、ウィーン、ホルン、ハンブルグ、アスペン、ボドウィン、クルーセル、フィスカルス等）への参加を認められた者とする。
- (5) 前号の指定講習会については、応募者からの要望や問い合わせに基づき、当法人が妥当と認めた場合は、新たな講習会を対象に追加することがある。

第 3 章 給付額及び給付方法

（給付額及び採択人数）

第 5 条 助成金の給付額及び採択人数は、原則として次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において変更することがある。

- (1) **長期留学助成**
 - （長期 A・長期 B の合計） 各年度 3 名程度
 - ア **長期 A** 各年度 100 万円（最長 2 年間）
 - イ **長期 B** 100 万円（1 年間）
- (2) **短期留学助成**
 - 各年度 4 名程度
 - 1 名につき 25 万円

（助成金の性質及び給付方法）

第 6 条 助成金の性質及び給付方法は次のとおりとする。

- (1) 本助成金は、研修準備金及び滞在支援金のための定額の助成金として給付する。
- (2) 本助成金は、他の奨学金や助成金との併用を妨げない。
- (3) 助成金は、日本円をもって国内の指定口座へ振り込むものとする。

第 4 章 選考委員会

（選考委員会）

第 7 条 助成対象者の選考を行うため、当法人に選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、当法人の役員 1 名以上を含む、複数の専門家によって構成する。

(選考基準及び決定)

第 8 条 選考にあたっては、応募者の演奏技術、将来性、語学力及び志望動機等を総合的に勘案して審査を行う。

- 2 助成対象者の最終決定は、選考委員会の報告に基づき、理事会の決議を経て、理事長が行うものとする。

第 5 章 助成対象者の義務

(定期報告)

第 9 条 長期留学助成（長期 A・長期 B）の対象者は、留学の継続状況、生活状況等を確認するため、3 か月ごとに、研修状況及び生活状況に関する報告を電子メールその他当法人が指定する方法により提出しなければならない。

(変更の届出)

第 10 条 助成対象者は、留学先、指導者、研修内容その他申請内容に重要な変更が生じた場合は、速やかに当法人へ届け出なければならない。

第 6 章 助成の取消し及び返還

(給付決定の取消し及び返還)

第 11 条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当法人は給付決定を取り消すとともに、既に給付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (2) 法令に違反する行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当法人の名誉を著しく傷つける行為、又は助成対象者として著しく不適切な行為があったとき。

(給付停止及び辞退)

第 12 条 助成対象者は、やむを得ない理由により助成を辞退するときは、速やかに当法人に届け出なければならない。

- 2 研修期間中に、本人、受入機関又は指導者の事情その他留学継続が困難となるやむを得ない事由により留学の続行が不可能となった場合は、当法人はそれ以降の給付を停止することができる。
- 3 長期 A（2 年間）の給付決定を受けた助成対象者が、自己都合により 1 年で帰国

し、又は辞退する場合は、残る期間に係る給付決定を取り消すとともに、支給を停止する。

(返還の免除)

第 13 条 疫病、紛争、天災その他当法人が認める正当な理由により留学が中止・中断となった場合は、助成金の返還を免除することがある。

- 2 長期留学の期間中に、現地のオーケストラその他音楽団体との雇用契約その他これに準ずる契約を締結した場合は、当法人は当該年度において既に給付した助成金の全部又は一部について返還を求めないことができる。

第 7 章 補則

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当法人が別に定める。

附則

本規程は、2026 年〇月〇日から施行する。